

中央区生活交通改善プランの改定について

1. 現行の「中央区生活交通改善プラン」

(1) 位置づけ

「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を土台とし、交通施策の基本理念や方針などを定めた「にいがた交通戦略プラン」に基づく各区の具体的な実施計画として策定。

(2) 計画期間

平成27年4月～令和2年3月（5か年） ※今年度末終了

2. 「中央区生活交通改善プラン」の改定

(1) 位置づけ

令和元年7月に策定された「にいがた都市交通戦略プラン」に基づいた交通分野の実施計画である「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部。

(2) 計画期間

令和2年4月～令和5年3月（3か年）

※にいがた未来ビジョン，中央区区ビジョンまちづくり計画の計画期間に準拠

(3) 改定の視点

①新たに策定された「にいがた都市交通戦略プラン」及び「新潟市地域公共交通網形成計画」の5つの基本方針の視点に則り見直し

【5つの基本方針】

都心アクセスの強化 広域交通との連携強化 都心部での移動円滑化
生活交通の確保維持・強化 市民や関係者による協働

※太字下線は中央区で重点をおいて取組みを検討する項目

②現行の改善プランの取組みを振り返り，生活交通に関する課題を抽出

③区の生活交通のための計画として，中央区が取り組む施策を主に盛り込む

(4) スケジュール（案）

令和元年11月	第1回 中央区地域公共交通検討会議
令和2年 1月又は2月	第2回 中央区地域公共交通検討会議
2月	中央区自治協議会にプランの意見聴取
3月	同検討会議構成員へ完成プランを書面送付